

「第2期新潟県教育振興基本計画案」に対する県民意見と県の対応

意見の反映状況区分

I : 反映したもの	3件
II : 一部反映したもの	1件
III : 既に記述済みのもの	21件
IV : 事業実施段階等で参考とするもの	50件
V : その他記述を変更しなかったもの	19件

No	意見の要旨	県の対応	反映状況
1	<p>第2章 新潟県の教育を取り巻く状況 2 本県の教育の現状と課題 (2) 学力の状況</p> <p>全国学力・学習状況調査における全国平均と比較して現状と課題を記載しているが、調査ではかることができるのは「学力」の一部であり、全国と比較するものではないはずです。 全国と比較している記述については削除していただきたいです。</p>	<p>確かな学力の育成に向け、全国学力・学習状況調査における全国の平均正答率などの客観的なデータにより、本県と全国の状況を把握し分析することは必要であると考えております。</p>	V
2	<p>第3章 2 めざす人間像</p> <p>基本理念で「一人一人を尊重して、個性や能力を伸ばしていく教育を推進することは重要」としていながら、めざす人間像では「地域社会の暮らしや経済を支える担い手の育成」「社会の造り手として活躍」と、個人の思いや願いではなく社会の歯車になることを期待しているかのような表現になっている。子どもたちがそれぞれ自己実現できることをめざすべきだと考える。</p>	<p>計画案では、「一人一人を伸ばす教育」の基本理念のもとで、「一人一人を尊重して、個性や能力を伸ばしていく教育を推進する」と記述しております。</p>	III
3	<p>基本方針 I 2 確かな学力の育成</p> <p>全国学力・学習状況調査について全国平均と比較して現状と課題を記載しているが、この調査は全国平均や他の都道府県と比較する目的で行われているものではない。こうした序列化や過度な事前対策などにつながるような考え方が、子ども主体の教育から遠ざかる要因になっている。全国と比較する記述については削除すべき。</p>	<p>確かな学力の育成に向け、全国学力・学習状況調査における全国の平均正答率などの客観的なデータにより、本県と全国の状況を把握し分析することは必要であると考えております。</p>	V

No	意見の要旨	県の対応	反映状況
4	<p>基本方針 I 2 確かな学力の育成</p> <p>「指導主事等を派遣し、各教員の授業づくり、各学校の学力向上の取組を直接的・継続的に支援」と記載されています。</p> <p>しかし、具体的にどのような内容を考えているのか不明瞭です。</p> <p>現在の学校現場は人員がたりず、子どもたちが「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を感じる授業づくりをしたくても準備する時間がもてず、目の前のことをこなすだけの状況になっています。</p> <p>現場の教職員が授業づくりの時間を確保できる体制づくりにつながる方策をきちんと打ち出してください。</p> <p>必死に勤務している教員にさらなる負担を強いるのではなく、余裕をもって授業準備にあたれるようにしてください。</p>	<p>具体的な内容は、「学校の要請を受けた各教育事務所による校内研修の指導」や「各教員の授業力向上に係る個別指導」、「教科教育専門監による授業づくり支援」等を考えておりますが、地域や学校等の状況等に応じ、実態に即した支援が必要となることから、内容が限定的にならないよう更に具体的な記述はしていません。</p> <p>ご意見を踏まえ、県教育委員会としましては、市町村教育委員会と連携して「学校の働き方改革」を進め、授業準備等の教員の時間の確保に努めてまいります。</p>	IV
5・6	<p>基本方針 I 2 確かな学力の育成</p> <p>全国学力・学習状況調査の目的は「教育施策の成果と課題を検証し、改善を図ること」「教育の充実や学習状況の改善などに役立てること」であり、全国の数値と比較することではない。全国と比較した数値を目標に設定することはやめるべき。</p> <p>(同旨の意見 ほか1件)</p>	<p>確かな学力の育成に向け、全国学力・学習状況調査における全国の平均正答率などの客観的なデータにより、本県と全国の状況を把握し分析することは必要であると考えております。</p>	V
7・8	<p>第4章 基本方針 I 3 教員の確保、資質及び指導力の向上</p> <p>教員に「使命感や責任感、倫理観、教育的愛情等といった教職に必要な素養をはじめとし、学習指導や生徒指導、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応、さらにはデジタル学習基盤を利用できる能力の向上が求められています」「多様な専門性を有する質の高い教員を育成する必要があります」と、かなり高度なことを求めています。これだけのことができる教員はいるのでしょうか？求めることが高度過ぎるために、教員志望者が減っていると考えます。特に「多様な専門性」は矛盾しており、それは専門性ではないと思います。普通の人間でもなれる職にしなければさらに志望者が減ってしまうと考えます。</p> <p>(同旨の意見 ほか1件)</p>	<p>教員は、児童生徒を教え導く責務を負っていることから、教職の素養や能力は必要と考えております。</p> <p>なお、採用後においても、教員研修を実施することにより、これら素養や能力を継続して育成することとしております。</p>	V

No	意見の要旨	県の対応	反映状況
9	<p>第4章 基本方針Ⅰ 3 教員の確保、資質及び指導力の向上</p> <p>教員に求められる素養や能力等について記載されている。どれも教員にとって必要な資質能力であることに疑いはないが、これをすべて兼ね備えているといえる教員はどれほどいるだろうか。</p> <p>教員も得意・不得意がある。それぞれの得意を生かし、不得意は互いに補いながら日々の教育活動にとりくんでいるのが現場実態である。</p> <p>並列で資質や能力が記載されているため、県として「最重要であること」「これだけは外せない」と考えることを精選していただけるとありがたい。</p> <p>現場では多様な研修の場は年々充実していると感じている。研修体系の充実とあるが、教員が無理なく研修を受けられる労働環境の整備や、業務の負担軽減の視点も大切にしていきたいと思う。</p>	<p>教員は、児童生徒を教え導く責務を負っていることから、教職の素養や能力は必要と考えております。</p> <p>なお、採用後においても、教員研修を実施することにより、これら素養や能力を継続して育成することとしております。</p> <p>また、労働環境の整備等については、第4章の基本方針Ⅲの「3 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり」に取組などを記述しております。</p>	Ⅲ
10・11	<p>第4章 基本方針Ⅰ 3 教員の確保、資質及び指導力の向上</p> <p>出願者を増やすには、働き方改革の実績をつくり、「これだけ働き方改革を推進しています」とアピールすることが必要だ。</p> <p>「■ 教員確保の取組」の5つ目の丸の「若手教員が安心して働くことができる～」のところに「働き方改革を推進する」と記述されている。</p> <p>1つ目の丸のところにも、働き方改革を推進してアピールすることを明記していただきたい。</p> <p>(同旨の意見 ほか1件)</p>	<p>第4章の基本方針Ⅰの「3 教員の確保、資質及び指導力の向上」の「■ 教員確保の取組」の1つ目の○には、高校生や大学生等の皆様を対象とする施策の方向性を記述しております。</p> <p>ご意見につきましては、その具体的な取組を検討する中で、参考といたします。</p>	Ⅳ
12～14	<p>第4章 基本方針Ⅰ 3 教員の確保、資質及び指導力の向上</p> <p>「臨時教員の確保に向けて(省略)」の部分に、勤務労働条件改善、処遇改善を明記していただきたい。</p> <p>(同旨の意見 ほか2件)</p>	<p>臨時教員の勤務労働条件等については、引き続き改善に努めてまいります。</p>	Ⅳ
15	<p>第4章 基本方針Ⅰ 3 教員の確保、資質及び指導力の向上</p> <p>若手教職員の離職が深刻化しているの で、若手教職員の離職防止についても明記していただきたい。</p>	<p>若手教員の離職防止のための施策については、第4章の基本方針Ⅰの「3 教員の確保、資質及び指導力の向上」の施策の展開方向の項の「■ 教員確保の取組」に記述しております。</p>	Ⅲ

No	意見の要旨	県の対応	反映状況
16・17	<p>第4章 基本方針Ⅰ 3 教員の確保、資質及び指導力の向上</p> <p>「若手教員が安心して働くことができる環境を整備するため、働き方改革を推進する」とありますが、若手教員も含めたすべての教職員が安心して働ける環境を整備することが教員確保のとりくみにつながると考えます。</p> <p>「若手教員が」ではなく「すべての教職員が」という文言にしていきたいです。</p> <p>(同旨の意見 ほか1件)</p>	<p>若手教員に関する記述については、経験の浅い教員への配慮が特に必要であるとの観点から記述しております。</p> <p>全ての教職員に係る働き方改革については、第4章の基本方針Ⅲの「3 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり」に記述しております。</p>	Ⅲ
18	<p>第4章 基本方針Ⅰ 3 教員の確保、資質及び指導力の向上</p> <p>欠員解消、代替確保が深刻な課題なので、その点も明記していただきたい。</p>	<p>教員の確保は喫緊の課題と認識しており、第4章の基本方針Ⅰの「3 教員の確保、資質及び指導力の向上」の「現状と課題」に記述しております。</p>	Ⅲ
19・20	<p>第4章 基本方針Ⅰ 3 教員の確保、資質及び指導力の向上</p> <p>代替の教職員を確保できず、欠員の状況が続いており深刻な状況だ。代替確保や欠員解消のための方策を明記していただきたい。</p> <p>(同旨の意見 ほか1件)</p>	<p>教員確保の方策については、第4章の基本方針Ⅰの「3 教員の確保、資質及び指導力の向上」の施策の展開方向の項の「■教員確保の取組」に記述しております。</p>	Ⅲ
21～23	<p>第4章 基本方針Ⅰ 3 教員の確保、資質及び指導力の向上</p> <p>人員確保のためには、再任用者を含めた高齢層の処遇改善が必要なので、そのことも明記していただきたい。</p> <p>(同旨の意見 ほか2件)</p>	<p>教員の確保のために、60歳を超えた教員からも引き続き学校現場で力を発揮していただくことが必要であると考えております。</p> <p>ご意見については、雇用と年金の接続の観点を踏まえ、具体的な取組を検討する中で、参考にいたします。</p>	Ⅳ
24・25	<p>第4章 基本方針Ⅰ 3 教員の確保、資質及び指導力の向上</p> <p>教員の未配置数が0なのは大前提で、今すぐにも未配置数を0にすべき。長期の目標でとりくむのではなく、早期に解消すべきことなので、2026年度に0にするという目標に変更すべき。</p> <p>(同旨の意見 ほか1件)</p>	<p>教員の確保は喫緊の課題であると認識しております。</p> <p>そのため、達成目標としては、毎年度未配置数0を維持していくこととしております。</p>	Ⅴ

No	意見の要旨	県の対応	反映状況
26	<p>第4章 基本方針 I 3 教員の確保、資質及び指導力の向上</p> <p>生徒支援加配教員の大幅の増員に補強いただきたい。インターネット差別の被差別部落の晒し増大に教育現場での対応強化急いでいただきたい。 昨年12月4日最高裁決定での差別されない権利含めて確定判決出ています。</p>	<p>加配教員の配置は、国の制度や年度ごとの予算に基づき個別に措置される制度であることから、継続的な傾向を把握する目的の指標には馴染まないと考えております。 しかしながら、人権教育、同和教育を充実させる上で、児童生徒支援加配は重要であることから、ご意見を踏まえて引き続き確保に努めてまいります。 被差別部落に関するご意見については、具体的な取組を検討する中で、参考にいたします。</p>	IV
27・28	<p>第4章 基本方針 I 8 豊かな心、倫理観、規範意識などをはぐくむ教育の推進 (2) 人権教育、同和教育の推進</p> <p>人権・同和教育をよりいっそう推進していくためには人員の確保も必要だと考える。 課題解決のためには、児童生徒加配教員を増員することが大切だと考えます。加配教員の増員も明記してください。 (同旨の意見 ほか1件)</p>	<p>加配教員の配置は、国の制度や年度ごとの予算に基づき個別に措置される制度であることから、継続的な傾向を把握する目的の指標には馴染まないと考えております。 しかしながら、加配教員の配置は、学校の課題解決に有効と考えており、ご意見を踏まえて引き続き確保に努めてまいります。</p>	IV
29	<p>第4章 基本方針 I 8 豊かな心、倫理観、規範意識などをはぐくむ教育の推進 (2) 人権教育、同和教育の推進</p> <p>生徒支援加配の大幅増員を文科省に要請し同和教育進め、独自の予算措置で「部落探訪」対策に努めていただきたい。</p>	<p>加配教員の配置は、国の制度や年度ごとの予算に基づき個別に措置される制度であることから、継続的な傾向を把握する目的の指標には馴染まないと考えております。 しかしながら、人権教育、同和教育を充実させる上で、児童生徒支援加配は重要であることから、ご意見を踏まえて引き続き確保に努めてまいります。 被差別部落に関するご意見については、具体的な取組を検討する中で、参考にいたします。</p>	IV
30	<p>第4章 基本方針 I 8 豊かな心、倫理観、規範意識などをはぐくむ教育の推進 (2) 人権教育、同和教育の推進</p> <p>県内すべての学校で「部落差別解消推進法」及び文部科学省「人権教育の指導方法等のあり方―第3次とりまとめ」に基づく人権教育が系統的に実施されるよう指導いただきたい。</p>	<p>ご意見については、各学校が人権教育、同和教育を年間指導計画に位置づけ、発達段階に応じて系統的に取り組むよう、今後も引き続き指導してまいります。</p>	IV

No	意見の要旨	県の対応	反映状況
31	<p>第4章 基本方針 I 8 豊かな心、倫理観、規範意識などを はぐくむ教育の推進 (2) 人権教育、同和教育の推進</p> <p>被差別部落の子どもの基礎学力の実態と義務教育及び高等学校卒業後の進路の状況について把握し、確かな進路を保障するために必要かつ効果的な対策を講じていただきたい。</p>	<p>ご意見については、全ての児童生徒が希望する進路を実現できるよう、引き続き支援に努めるとともに、進路指導体制の充実に努めてまいります。</p>	IV
32	<p>第4章 基本方針 I 8 豊かな心、倫理観、規範意識などを はぐくむ教育の推進 (2) 人権教育、同和教育の推進</p> <p>若い教員に対しても、中・高校生に対しては、専門性高く担当すべく教科教員と教材も例示していただきたい。 又「人権」とは「道徳」（思いやり）の問題ではなく、あくまでも個々人が持つ「権利」であることを留意事項として明記し、周知していただきたい。</p>	<p>教材の例は、本文に記述のとおりです。 なお、「人権」については、第4章の基本方針 I の「8 (2) 人権教育、同和教育の推進」において、人権が生まれながらの権利であることを前提として記述しております。</p>	III
33	<p>第4章 基本方針 I 8 豊かな心、倫理観、規範意識などを はぐくむ教育の推進 (2) 人権教育、同和教育の推進</p> <p>副読本「生きる」の購入強化いただき教職員の関わる同和教育の実践進めていただきたい。 とりわけ高校での実践が低下しています。県教育委員会での購入支援を進めていただきたい。</p>	<p>「生きる」を活用した授業については、高等学校の92.3%（令和6年度）において実施しております。 引き続き、各学校での人権教育、同和教育の充実した授業づくりに向けて、副読本を活用してまいります。</p>	V
34	<p>第4章 基本方針 I 8 豊かな心、倫理観、規範意識などを はぐくむ教育の推進 (2) 人権教育、同和教育の推進</p> <p>三重県で発生した土地差別事件、教育関係者の差別事件や本県教職員意識調査での罪人起源説、いじめの定義に対する認識の誤りについての教職員の部落問題総学習の取り組み強化をどう進めるのか明らかにしてください。</p>	<p>学校の人権・同和教育担当者や管理職等向けの研修や、差別の現実に学ぶ現地研修などの充実を引き続き図ってまいります。</p>	IV
35	<p>第4章 基本方針 I 8 豊かな心、倫理観、規範意識などを はぐくむ教育の推進 (2) 人権教育、同和教育の推進</p> <p>鳥取ループ・示現社や差別的同調者につながる県内教育関係者の存在が指摘されています。 昨年12月4日確定判決「部落地名総鑑」復刻裁判の「差別されない権利」の周知、全ての学校長、PTA等と共通の理解高めていただきたい。</p>	<p>当該判決の趣旨について、様々な研修機会等を通じて周知し、教職員等の理解を深めてまいります。</p>	IV

No	意見の要旨	県の対応	反映状況
36	<p>第4章 基本方針Ⅰ 9 健康でたくましい心身をはぐくむ教育の充実</p> <p>「ICT機器等を効果的に活用」と書かれているが、タブレット端末を配当されていない栄養教員もいる。Wi-Fi環境が整っていない調理場もある。ICT機器の活用を記載するのであれば、まずは環境整備を行うよう明記すべき。</p>	<p>ICT機器活用に向けた環境整備については、学校設置者がそれぞれの方針に基づき、計画的に進めております。</p>	V
37	<p>第4章 基本方針Ⅰ 9 健康でたくましい心身をはぐくむ教育の充実</p> <p>「食物アレルギーの未然防止」や「迅速かつ適切な対応が行える体制づくり」と書かれているが、これらは「食育の推進」として行うものではないのではないかと。項目を「食育の推進、安心安全な学校給食の実施」といった文言にするか、基本方針Ⅲの4「児童生徒の安全確保の推進に盛り込むか検討していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、食物アレルギーへの対応に関する記述箇所を、第4章の基本方針Ⅲの「4 児童生徒の安全確保の推進」に変更します。</p>	I
38・39	<p>第4章 基本方針Ⅰ 9 健康でたくましい心身をはぐくむ教育の充実</p> <p>食物アレルギーについては、人員確保についても明記していただきたい。また、特定の職員に負担が生じないようにすることも明記していただきたい。</p> <p>(同旨の意見 ほか1件)</p>	<p>食物アレルギー対応は、特定の職員だけでなく、学校全体で組織的な取組を進めることが重要であるため、実効性の高い対応が可能となるよう、引き続き市町村及び各学校の組織体制づくりを支援してまいります。</p>	IV
40	<p>第4章 基本方針Ⅰ 9 健康でたくましい心身をはぐくむ教育の充実</p> <p>(図表Ⅰ-44) 食育運営研修会だけ字のポイントが大きい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、当該図表の見出しのフォントサイズを拡大します。</p>	I
41・42	<p>第4章 基本方針Ⅰ 10 部活動改革の推進</p> <p>休日部活動の確実な地域移行（地域展開）、国の「改革実行期間」に合わせた平日部活動の地域移行（地域展開）についても明記していただきたい。</p> <p>(同旨の意見 ほか1件)</p>	<p>休日部活動の地域展開の状況については、第4章の基本方針Ⅰの「10 部活動改革の推進」の現状と課題に記述のとおりです。</p> <p>また、平日部活動の地域展開については、国においても検討を進めていると聞いているところであり、検討の進捗に合わせ施策に反映してまいりたいと考えております。</p>	IV

No	意見の要旨	県の対応	反映状況
43・44	<p>第4章 基本方針 I 11 魅力と活力ある学校づくりの推進 (2) 高等学校教育段階での取組</p> <p>高校再編整備にあたっては、子ども・保護者・地域の声を聞きながら進めることを明記していただきたい。</p> <p>(同旨の意見 ほか1件)</p>	<p>高校の再編整備にあたっては、高校再編整備の中長期的なビジョンである「県立高校の将来構想」に基づき進めていくこととしております。</p> <p>具体的な再編整備にあたっては、「地元関係者からの意見にも配慮しながら「3年ごとの計画」である「県立高校等再編整備計画」を毎年策定し、公表していくこととします」と「将来構想」に明記しております。</p>	V
45	<p>第4章 基本方針 I 11 魅力と活力ある学校づくりの推進 (2) 高等学校教育段階での取組</p> <p>令和6年度に新潟工業の学科改編に関して、IT工学科を創設時、この学科でどのようなものを学ばせようと考えていたのか、卒業時どんなことが分かっている生徒を育てようとしたのかという道筋が何も示されていない。</p> <p>もしホワイトハッカーも含めてIT関連に強い人材を育てようと考えていたのであれば、教員のスキルが足りていない。中身も含めて現場に丸投げしているようであれば、教わる生徒がある意味かわいそうである。いろいろIT関連を教わろうと思って、思い描いたものがくずれているのではないか。</p> <p>P.24にも載っているが、教員の研修が何もされず、新しい学科を立ち上げること自体が間違っているのではないか。今からでもおそくないので、IT人材を育てるためのスキルが備わるような教員の研修が必要である。さらにIT関連のスキルのある教員を採用すべきではないか。</p>	<p>多様化する教育ニーズに対応した選ばれる学校づくりを進めるため、最先端で実践的な専門教育を実施する専門学科の設置は必要と考えております。</p> <p>その上で、新しい学科の設置を含めた高校等の再編整備にあたっては、対象となる学校と連携しながら教育内容の充実を図るとともに、引き続き教職員研修等による、教員のITに関する指導力向上も併せて図ってまいります。</p>	IV

No	意見の要旨	県の対応	反映状況
46 ～ 72	<p>第4章 基本方針Ⅱ 誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備</p> <p>「新潟県立夜間中学校の設置を推進する」の項目を入れるべきと考えます。 新潟市は令和9年4月の新潟市立夜間中学校の開校を目指し、準備を進めています。 新潟県より人口が少ない奈良県でも、既に公立夜間中学校が3校設置されています。 新潟県も、国の夜間中学校設置を推進する政策に基づき、公立夜間中学校の設置のための計画を進める必要があります。</p> <p>(同旨の意見 ほか26件)</p>	<p>夜間中学への就学機会を確保することができるよう、現在、新潟市が令和9年度に開校を予定している夜間中学校について、新潟市以外の市町村に在住の希望者も通うことができるよう、新潟市と連携して準備を進めております。 今後も、県内の市町村で夜間中学校設立に向けた動きがあれば、必要に応じて連携や支援してまいります。</p>	IV
73	<p>第4章 基本方針Ⅱ 1 インクルーシブ教育システム等の推進</p> <p>通級指導教室の設置については、自校通級の設置を進めることを明記していただきたい。</p>	<p>第4章の基本方針Ⅱの「1 インクルーシブ教育システム等の推進」の「■ 多様で柔軟な学びの場の充実」の「増加が著しい通級指導教室については、市町村教育委員会と連携した設置」との記述は、自校通級の設置を進めていくことを前提として記述しております。</p>	III
74	<p>第4章 基本方針Ⅱ 1 インクルーシブ教育システム等の推進</p> <p>「適正な就学判断」については、あくまでも子ども・保護者の希望を最優先した上で決定することを明記していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「■多様で柔軟な学びの場の充実」の2つ目の○に下線部の記述を追加します。 (修正後全文)「小・中学校においては、<u>障害のある子どもと保護者の意見を尊重しつつ、障害の状態に応じて特別支援学級や通級指導教室の適正な就学判断と適切な教育課程の運用を行うとともに、それぞれの学びの場で特別支援教育を担う人材の確保と育成に努めます。</u>」と記述します。</p>	II
75	<p>第4章 基本方針Ⅱ 1 インクルーシブ教育システム等の推進</p> <p>合理的配慮の視点でとりくむといった内容が薄いので、文言として明記していただきたい。</p>	<p>ご意見については、第4章の基本方針Ⅱの「1 インクルーシブ教育システム等の推進」の「■ 多様で柔軟な学びの場の充実」の3、5、6つ目の○に「一人一人に応じた指導や支援」、「個別の教育支援計画を作成・活用」等、合理的配慮の視点の取組を記述しております。</p>	III

No	意見の要旨	県の対応	反映状況
76	<p>第4章 基本方針Ⅱ 1 インクルーシブ教育システム等の推進</p> <p>合理的配慮の定義の明確化がないので明記ください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、合理的配慮の定義を「注釈」として追記します。</p> <p>(注)「合理的配慮」：障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの</p>	I
77	<p>第4章 基本方針Ⅱ 1 インクルーシブ教育システム等の推進</p> <p>医療的ケア児については、法に基づき、保護者の付き添いが不要になるようとりくむことを明記していただきたい。</p>	<p>ご意見については、保護者の付き添いが不要になるよう、学校看護師の確保について、第4章の基本方針Ⅱの「1 インクルーシブ教育システム等の推進」の「■外部機関等との連携強化による切れ目ない支援の充実」の3つ目の○に記述しております。</p>	Ⅲ
78	<p>第4章 基本方針Ⅱ 4 地域と連携した学習支援、家庭教育支援の充実</p> <p>地域と連携した学習支援にかかわって「学校・家庭・地域が連携して、放課後・土曜日等の学習支援や～」とめざす姿が明記されています。</p> <p>その支援活動として「平日放課後の『地域未来塾』」や「土曜学習」があげられていますが、これらは地域がおこなうものであるはずですが。</p> <p>めざす姿に記載されている「学校」の文言を削除していただきたいです。</p>	<p>地域と学校で目標やビジョンを共有して取り組むことで、こどもの学びや成長により一層の効果を得られると考えることから、「めざす姿」は「学校」を含めた記述にしております。</p>	V
79	<p>第4章 基本方針Ⅲ 3 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり</p> <p>(図表Ⅲ-14) 時間外勤務月45h 超の教職員の割合に「栄養職員」の項目がないが、実態調査の段階で除外されたのか、回答がなかったのか、栄養教諭に含まれているのか。</p> <p>栄養教諭に含まれているのであれば、項目を「栄養教職員」に修正していただきたい。</p> <p>回答がない等の理由なのであれば注意書きで記載していただきたい。</p>	<p>学校栄養職員については、母数が少ないことから、個別に掲載しておりません。</p> <p>栄養教員と栄養職員は、職種が異なることから、合算して統計処理することは考えておりません。</p>	V

No	意見の要旨	県の対応	反映状況
80 ～ 84	<p>第4章 基本方針Ⅲ 3 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり</p> <p>教員の多忙化の主な要因として「授業準備」があげられているが、これらは教員が必ずしなければならない業務である。 授業準備があるから多忙になっているのではなく、フッ素洗口をはじめとする教員が行わなくてもよい様々な取組が学校に持ち込まれていることが主な要因なのではないか。 本来の業務である授業準備をする時間もない現状であるという認識に改め、記載内容を再考していただきたい。</p> <p>(同旨の意見 ほか4件)</p>	<p>ご意見の「授業準備」等については、文部科学省の「教員勤務実態調査」等の結果に基づき記述しております。</p>	V
85	<p>第4章 基本方針Ⅲ 3 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり</p> <p>全校で時間外勤務月45時間以内にすること、および80時間以上をゼロにすることを明記していただきたい。</p>	<p>ご意見については、達成目標に記述しております。</p>	Ⅲ
86 ～ 88	<p>第4章 基本方針Ⅲ 3 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり</p> <p>学校の人員不足は深刻だ。十分な人員が確保されなければ、多忙は解消されない。欠員解消、代替確保に向けたとりくみを明記していただきたい。</p> <p>(同旨の意見 ほか2件)</p>	<p>教員の確保は喫緊の課題と認識しており、第4章の基本方針Ⅰの「3 教員の確保、資質及び指導力の向上」の「現状と課題」に記述しております。</p>	Ⅲ
89	<p>第4章 基本方針Ⅲ 3 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり</p> <p>外部人材については「活用を進める」だけでなく配置充実も明記していただきたい。</p>	<p>外部人材については、学校現場等の状況を踏まえて、適切に配置してまいります。</p>	Ⅳ
90 ～ 94	<p>第4章 基本方針Ⅲ 5 学校施設の老朽化対策と機能向上の推進</p> <p>特別教室や体育館にエアコンが設置されている学校は少ない。体育館は災害発生時に避難所となることから、特別教室や体育館の空調設備の設置をすすめていくことも明記していただきたい。 また、給食施設に関しても同様で、衛生管理基準を満たしていない調理場が多くある。調理場等の給食施設についても空調設備の設置推進を明記していただきました。</p> <p>(同旨の意見 ほか4件)</p>	<p>特別教室や体育館等の空調設備の整備については、第4章の基本方針Ⅲの「5 学校施設の老朽化対策と機能向上の推進」に「様々な社会環境の変化や、学習環境の多様化に対応した学校施設の機能向上が図られるよう働きかける」と記述しております。</p>	Ⅲ